資料編

竜王町環境基本条例

〇竜王町環境基本条例

(平成 26 年 3月 26 日 条 例第 13 号)

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全および創造に関する基本理念を定め、町民、事業者、通勤および観光等で本町に滞在する者(以下「滞在者」という。)ならびに町の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところ による。
 - (1) 良好な環境 町民が健康な心身を保持し、自然と人、人と人とが調和し快適な生活を営む ことができる健全で恵み豊かな生活環境、自然環境および文化的環境をいう。
 - (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。
 - (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、森林破壊、野生生物の種の減少その他の地球環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することをいう。
 - (4) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、生活に密接な関係のある財産および動植物の生育環境を含むものをいう。
 - (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲に わたる大気の汚染、水質の汚染(水質以外の水の状態および水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、光害、騒音、振動、地盤の沈下または悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。
 - (6) 自然環境 自然の生態系に占める森林、河川、湖沼、大気等動植物の生存環境をいい、歴史的文化的遺産等を取り巻く自然を含むものをいう。
 - (7) 再生可能エネルギー等 次に掲げるエネルギー (燃焼の用に供する物、熱または電気をいう。以下同じ。) またはエネルギー利用形態をいう。
 - ア 太陽光、風力、水力またはバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱そ の他の環境への負荷が少ないエネルギー
 - イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギーまたは物品を再利用して得られるエネルギー
 - ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、または環境への負担を低減させるエネルギーの利 用形態

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全および創造は、人類も自然を構成する一員であることを深く認識し、 豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継 承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 良好な環境の保全および創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取り組みの重要性にかんがみ、すべての 事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。 (町民の責務)
- 第4条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷の低減および公害の防止ならびに自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 町民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町内で活動する者の責務)

第6条 町内において活動しようとする滞在者および団体は、基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

- 第7条 町は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
- 2 町は、町民および事業者の良好な環境の保全または快適な環境の形成のための取り組みを支援する責務を有する。

(施策の基本方針)

- 第8条 町は、環境の維持保全および育成を図るために、町民の積極的な参加と自主的な努力を 基本として、次に掲げる基本方針に基づく各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
 - (1) 人の健康が保護され、生活環境および自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持されること。
 - (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が自然的社会条件に応じて体系的に保全されること。
 - (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水環境の形成、豊かな森の創出、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成が推進されること。
 - (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。
 - (5) 良好な環境の保全および創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民および事業者が協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

(町の施策の策定等にかかる配慮)

第9条 町は、すべての施策の策定および実施にあたっては、良好な環境の保全および調和に配 慮しなければならない。

(環境基本計画)

- 第10条 町長は、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 良好な環境の保全および創造に関する目標
 - (2) 良好な環境の保全および創造に関する総合的かつ長期的な施策の展開
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ竜王町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、町民の意見を反映することができるよう配慮 しなければならない。
- 5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価の推進)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

- 第12条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講するよう努めるものとする。
- 2 町は、野生生物の適正な保護および自然環境の適正な保全に支障を及ぼす恐れのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の良好な環境の確保)

第13条 町は、森林および河川の適正な保全および創造、歴史的遺産または文化的施設の活用等による心豊かな環境の形成を図ることにより、地域の特性を活かしつつ良好な環境を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公害の防止)

第14条 町民および事業者は、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭の発生、土壌の汚染、光害、騒音、振動、地盤の沈下その他の公害を発生させることのないよう必要な防止措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第15条 町は、町民または事業者が、公害の防止のための施設や省エネルギーに資する設備の整備その他環境への負荷の低減のための適切な措置を取ることを促すため、適正な経済的助成および技術的支援等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

- 第16条 町は、廃棄物の処理または再資源化施設、下水道の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設および公園、緑地等の快適な環境の保全および創造に資する施設の整備等を推進するものとする。
- 2 町は、環境の保全上の支障を防止するための公共施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化等の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用)

第17条 町民は、廃棄物等の減量化、再資源化に積極的に取り組むとともに、省エネルギーの 励行、再生可能エネルギー等の導入および再生品の使用または不用品の活用等により資源およびエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(良好な環境の保全に関する教育および学習の推進)

第18条 町は、良好な環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、関係機関と協力して、町民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第19条 町は、町民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。) が自発的に行う道路河川清掃活動、放置ごみ収集、森林保全活動、再生資源に係る回収活動その他 の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (情報の提供)

第20条 町は、第18条の良好な環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する町民、事業者または民間団体の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(情報の収集および監視等の体制の整備)

第21条 町は、良好な環境の保全に関する事項について情報の収集に努めることにより、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、巡視等の体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

- 第22条 町は、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。
- 2 町は、町民、事業者および民間団体と連携し良好な環境の保全および創造に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国および他の地方公共団体等との協力)

- 第23条 町は、良好な環境の保全および創造に係る広域的な取り組みを必要とする施策については、国、他の地方公共団体および民間団体等と協力して推進するよう努めるものとする。 (地球環境保全への取組)
- 第24条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進 に努めるものとする。
- 2 町は、国、他の地方公共団体および民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査、情報提供および技術協力等を行い、国際協力の推進に努めるものとする。

(環境審議会の設置)

- 第25条 町は、良好な環境の保全および創造に関する施策の基本的事項を調査審議するため、 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき竜王町環境審議会(以下「環境 審議会」という。)を置く。
- 2 環境審議会は、良好な環境の保全および創造に関する事項に関し、町長の諮問に応じ審査し、 答申するものとする。
- 3 環境審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、良好な環境の保全および創造に関する施策の推進について、町長に助言および提言をすることができる。
- 4 環境審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町民のうち環境保全に関し識見を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
 - (竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年竜王町 条例第9号)の一部を次のように改正する。

竜王町環境審議会委員名簿

2

順不同:敬称略

役 職 等	氏	名
竜王町エコライフ推進協議会会長 竜王町美化推進協議会会長	山田	清広
滋賀県立大学理事長兼学長	井手	慎司
公益財団法人 淡海環境保全財団 滋賀県地球温暖化防止活動推進センター	来田	博美
竜王小学校元校長 竜王町公民館元館長	関川	雅之
滋賀県東近江環境事務所所長	奥田	一臣
竜王町自治会連絡協議会会長	菱田	勇雄
地元企業代表 (ダイハツ工業株式会社滋賀(竜王)工場)	清岡	好秀
農業従事者代表 (竜王町農業後継者部会代表)	園田	哲也
町民(主婦) (暮らし育て組理事、竜王町エコライフ推進協議会役員)	神山	芳美
町民(主婦) (町総合計画審議会委員)	北村	美穂

本計画の策定経過

3

年 月 日	会議等及び主な内容
令和 4 年 10 月	環境のまちづくりに関するアンケート調査の実施
	(町民、中学生、事業所)
令和5年2月13日	第1回環境審議会
中和3年 2月13日	(諮問 基本的事項・アンケート調査結果)
令和5年3月4日	竜王町環境基本計画策定に係る環境ワークショップ
令和5年3月28日	第2回環境審議会
中和3年3月20日	(現行計画の評価・検証)
令和5年 5月31日	第3回環境審議会
中和3年3月31日	(竜王町の環境に関するワークショップ)
令和5年 6月29日	竜王町環境基本計画策定に係る中学生環境ワークショップ
令和5年7月27日	第4回環境審議会
17年3年7万27日	(計画の骨子)
令和5年10月4日	第5回環境審議会
17年3年10万 年日	(骨子修正・未来像)
令和 5 年 11 月 29 日	第6回環境審議会
[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [(基本施策・重点プロジェクト・地球温暖化対策)
令和6年 1月17日	第7回環境審議会
	(計画素案修正)
令和6年 2月14日 ~2月20日	パブリックコメントの実施
令和6年 3月18日	第8回環境審議会
	(計画答申案策定)
令和6年 3月25日	計画答申
令和6年 3月29日	新日日

4 諮問書·答申書

■諮問書



竜 生 生 第 1 0 4 5 号 令和 5年 (2023年) 2月 13 日

竜王町環境審議会 会長 様

長電營 竜王町長 西田 秀海之王 野町 湯

竜王町環境基本計画の策定について (諮問)

竜王町環境基本条例(平成26年3月26日条例第13号)第10条第3項の 規定に基づき、竜王町環境基本計画の策定について、ご審議いただきたく諮問い たします。

■答申書

令和6年3月25日

竜王町長 西田 秀治 様

竜王町環境審議会 会長 山田 清瓜



竜王町環境基本計画の策定について (答申)

令和5年2月13日付け竜生生第1045号で諮問のあった標記の件について、 「竜王町環境基本計画(案)」をとりまとめましたので答申いたします。

なお、本計画がより効果的に実践されるよう、下記の事項について留意いただき、目指すべき環境未来像「さあ!環境新時代へ!ともにつなぐ輝竜の郷」の推進に努めてください。

記

- 1. この計画を広く周知し、町民、地域・団体、事業者等との協働・連携を図ること。また、国や県の関係機関と連携を図ること。
- 2. この計画の実効性を高めるため、関係課と調整・連携を行い、各種施策の実 現に向け取り組むこと。
- 3. この計画の趣旨が継承していくよう、人材育成に努めること。

用語解説

5

あ行	
うみのこ・やまのこ・	滋賀県の自然体験型の環境学習事業のことです。小学生を対象
たんぼのこ	に、うみのこ(フローティングスクール)では琵琶湖学習、やま
	のこでは山林での体験学習、たんぼのこでは田植えや稲刈り体験
	を行います。
エコライフ	わたしたちの生活が、まわりの環境やわたしたち自身に影響を
	及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こし
	ていけるような生活スタイルのことをいいます。
温室効果ガス	大気中に拡散された温室効果をもたらす物質のことです。とり
	わけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO2や CH4のほ
	か、フロン類等は人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向
	にあります。

か行	
外来種	外来種とは概ね明治時代以降に、意図的または非意図的に、人
	間の活動に伴って外国から日本に持ち込まれた外国産の動植物
	および他の都道府県から滋賀県に持ち込まれた国内産の動植物
	のことをいいます。渡り鳥等は自然の力で移動するものなので、
	外来種とはみなしません。
カーボンニュートラル	CO₂をはじめとする温室効果ガス排出量を実質ゼロにするこ
	とです。排出削減をすすめるとともに、排出量から森林等による
	吸収量をオフセット(埋め合わせ)すること等により達成をめざ
	すことです。
活動量	生産量、世帯数、従業員数等、各部門において排出活動の規模
	を示すものです。
環境学習	自然や環境を大切にする心を育み、環境保全やより良い環境を
	創造するために、主体的に行動する実践的な態度や能力を育成す
	ることをめざして行われる学習のことをいいます。
環境負荷	人の活動が環境に与える負担のことです。環境負荷には、汚染
	物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷さ
	れることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるも
	の等があります。
環境マネジメントシス	企業や行政等の組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的
テム	に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プ
	ロセスが明確化されたものです。
間伐材	間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過
	密化を解消するために木を間引くという作業をいい、間引かれた
	木材を間伐材といいます。
5 R	次の5つの頭文字をとってこう呼ばれます。
	Reduce(リデュース: ごみなるものを減らす)
	Reuse(リユース: ものを繰り返し大事に使う)
	Recycle(リサイクル: もう一度資源として活用する)
	Refuse(リフューズ: 必要のないもの(過剰包装)を断る)
	Regenerate(リジェネレイト:再生品を使う)

耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前 1 年
	以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思
	のない土地のことをいいます。なお、耕作放棄地は多少手を加え
	れば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現
	在、原野化しているような土地は含みません。一般的には、遊休
	農地と同義語として扱われています。
コージェネレーション	電力と熱を供給することをいい、発電に伴い発生する排熱を暖
システム	房・給湯等にも利用する熱効率の高いシステムのことです。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定地域およびそ
	の人々の集団をいいます。地域社会あるいは地域共同体等が該当
	します。

さ行	
再生可能エネルギー等	次に掲げるエネルギー(燃焼の用に供する物、熱または電気を
	いう。以下同じ。)またはエネルギー利用形態をいう。
	ア 太陽光、風力、水力またはバイオマスを利用して得られる
	エネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ない
	エネルギー
	イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得ら
	れるエネルギーその他のエネルギーまたは物品を再利用
	して得られるエネルギー
	ウェネルギーの利用の効率を向上させ、または環境への負
	担を低減させるエネルギーの利用形態
里山	集落や耕地の周囲の山や森林を指す言葉です。里山の特徴は、
	人が長年利用し干渉することで形成された自然です。里山の生態
	系は、人と生物と立地環境の間の複雑な相互関係から成り立って
	いて、その広がりは周囲の農地や河川に及びます。したがって、
	里山は森林に限るのではなく、「生活や農業等のための資源利用
	により維持されてきた森林を中心にしたランドスケープ」と捉え
-t- M/ -tt- //	ます。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、
	廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物を指しま
> ¬ II / b II	す。
シェアサイクル	他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車
ウンは出り目よりこ	を利用するための仕組みや方法のことです。
自治体排出量カルテ	地方公共団体の排出量に関する情報を包括的に整理した資料
	のことです。
	「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(第中五法領)・の標準的五法に基づくののは出場機制である。
	(算定手法編)」の標準的手法に基づく CO₂排出量推計データや 特定事業所の排出量データ等から、対策・施策の重点的分野を洗
	特定事業別の排出量データ等から、対策・施泉の重点的分野を流 い出しするために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめ
	い出しするために必要な情報を地方公共団体ことに取りまとめ られています。
	られています。 持続可能な社会を生み出すために生産、流通、消費、廃棄とい
	持続可能な任去を生み出りために生産、流通、消貨、廃業とい った流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑
	うた流れの中で、真源の有効利用、さらに環境負荷を取り限に抑 えること等をめざす社会をいいます。大量生産・大量消費・大量
	んること寺をめてり社会をいいより。八里王座・八里肩貫・八里 廃棄に代わる考え方として使われています。
	沈未に1011の方ん月CDC区1116665より。

水源かん養	雨水等を地下に浸透させ、保持し、水源を確保する働きのことをいいます。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元されます。かん養機能を有する森林や水田等が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や濁水を引き起こす原因となります。
生態系	太陽光線、土、水、大気、野生生物の5つの要素が互いに関係しあいながら循環していることをいいます。
生物多様性	生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性等、各々の段階、または地球全体に様々な生命が豊かに存在することをいいます。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。
ソーラーシェアリング	農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光発電パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する 取組のことです。
卒 FIT	10kW 未満のいわゆる住宅用太陽光の FIT 制度では、最初の 10 年間は制度に基づく買取が行われますが、その買取期間が満了することです。 FIT 制度による買取期間が終了した電源については、①自家消費をするか、②相対・自由契約で余剰電力を売電することが基本となります。

た行	
太陽光発電システム	半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置の
	ことをいいます。
地球温暖化	人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に
	大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている
	現象のことをいいます。大気中に微量に含まれる二酸化炭素
	(CO2)、メタン(CH4)、亜酸化窒素(N2O)、フロン等が、温
	室効果ガス(Green House Gases:GHGs)といわれています。
蓄電池	充電と放電を繰り返し行うことができる電池のことです。電気
	エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エ
	ネルギーとして取り出せる構造になっています。
地中熱	地下十数メートル以深の地中温度は地表の気温変化の影響を
	受けにくく、概ね一定に保たれています。この熱エネルギーを「地
	中熱」と呼びます。地中に穴を掘り、そこに熱交換器を入れ、ヒ
	ートポンプによって、地上の外気温が高い(暑い)季節には、屋内
	の熱を地中に運んで排熱、冷房し、逆に外気温が低い(寒い)季節
	には、地中の熱を屋内に運んで暖房します。地中と地上の温度差
	を利用するため、無駄がなく、省エネ効果が高い技術です。
適応策	気候変動の影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減そ
	の他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の
	保全を図るための施策です。早期対策が重要であることから気候
	変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)が制定され、多様な関係
	者の連携・協働の下、地域毎の気候変動の影響及び適応に関する
	情報の提供等が求められています。
電気自動車/EV 車	ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動さ
	せるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させま
	す。自動車からの排出ガスは一切なく、走行時の騒音も大幅に減
	少します。

な行	
日本の約束草案	平成 27 (2015) 年 7 月に 2020 年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。

は行	
パートナーシップ	持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する複数の主体が、
	何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいい
	ます。協働。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを
	いいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排
	せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥等があります。
ハイブリッド車	ガソリンエンジンやディーゼルエンジン等の内燃機関と電気
	モータを搭載する自動車のことをいいます。内燃機関を搭載する
	ため排気ガスは出ますが、通常のガソリン車等に比べて、二酸化
	炭素等の排出量が少ないことが特徴です。
パリ協定	平成 27 (2015) 年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランス
	のパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議
	(COP21)において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠
	組みです。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目
	標のみならず 1.5℃への言及、主要排出国を含むすべての国が削
	減目標を5年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ
	柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の
	長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施等が
1. 1.42 -	含まれています。
ヒートポンプ	気体は圧縮すると温度が上がり、膨張すると温度が下がりました。熱は高いたから低いた。流れるよいままた原理があります。
	す。熱は高い方から低い方へ流れるという基本原理があります。 この二つの基本原理を応用して、熱を取り出して利用する仕組み
	この二つの基本原理を心用して、熱を取り出して利用する任祖み のことです。 空気から熱を吸収することによるヒートポンプ式給
	あ始号が切りより。よた、エアコンで電気/ 風岸、 // 権紀
 ビオトープ	「生物の生息する場所」という意味のドイツ語で、生物の生息・
	生育可能な生態系が機能する空間のことをいいます。
 風力発電	自然のエネルギーである風力を利用して回転エネルギーに変
	換し、電力エネルギーを得る方法です。
フードドライブ	家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限
	が一定期間(受付先が設定する期間)以上残っている食品を持ち
70.	寄り、社会福祉施設や団体等に提供する活動のことです。
フロン	メタンまたはエタンの水素原子の一部、または全部をフッ素おしてできたい合物の総称です。地球を取り業
	よび塩素原子で置換してできた化合物の総称です。地球を取り巻 くオゾン層を破壊し、皮膚がんの発生率を高めるという警告がだ
	マオブン暦を破壊し、反膺がんの完生率を高めるという書音がた され、先進国では、すべて代替フロンに切り替えられました。
	で46、元進国では、9~(16省ノロノに切り省んりれました。

ま行	
緑のカーテン	建築物等の壁面をつる性の植物等で覆う緑化のことをいいま
	す。これにより、窓から入り込む日差しを遮って、室温の上昇を
	抑制する効果があります。

ら行	
レジリエンス	防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能
	を速やかに回復する強靱さのことです。

F	
FIT	再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令
	で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的とし
	ています。再生可能エネルギー発電事業者等は、発電した電気を
	電力会社等に、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できます。

ISO14001	国際標準化機構(ISO:International Organization for Standardization)が定めた環境マネジメントシステムに関する国際標準規格のことをいいます。企業や団体が、環境方針、目標、計画およびその実施体制を定め、計画を実施するとともに、その実施状況や環境改善効果を点検し、必要に応じて計画や実施方法を見直す仕組みを導入することにより、継続的改善をすすめるものです。
IPCC	気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)。昭和63(1988)年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立されました。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援します。5~7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

L	
LED	Light Emitting Diode(発光ダイオード)の略です。従来の蛍光
	灯に比べて消費電力が約 2 分の 1 であること、材料に水銀等の
	有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないこと等から環境負荷
	が低い発光体として注目され、家庭用にも普及が進んでいます。

Р	
PPA	「Power Purchase Agreement(電力販売契約)モデル」の略です。電力の需要家が PPA 事業者に敷地や屋根等のスペースを提供し、PPA 事業者が太陽光発電等の発電設備の無償設置と運用・保守を行います。また同時に、PPA 事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払います。
PDCA サイクル	事業活動における管理業務を円滑にすすめる手法のことをいいます。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善き) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

R	
REPOS	再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として令和 2 (2020) 年に環境省が開設したポータルサイトのことです。

S	
SDGs(持続可能な開発 目標)	平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケーター(指
	標)から構成され、地球の誰一人として取り残さないこと(leave no one behind)を誓っています。

Z	
ZEB	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ばれています。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。
ZEH	Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ばれています。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅のことです。

第二次竜王町環境基本計画

発行年月日:令和6年(2024年)3月発 行:竜王町(生活安全課)

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

URL: http://www.town.ryuoh.shiga.jp/

TEL: 0748-58-3703 FAX: 0748-58-2573

E-mail: seian@town.ryuoh.shiga.jp



第二次 竜王町環境基本計画

